マーチングコンテスト福島県大会実施規定

第１章　　総　　則

（大会名称）

第１条　この大会は、「全日本マーチングコンテスト福島県大会」という。

（実　施）

第２条　全日本マーチングコンテスト福島県大会（以下、福島県大会）は、福島県吹奏楽連盟に加盟する団体が参加して毎年実施する。

（実施会場・日時）

第３条　実施会場・日時などの必要事項は、福島県吹奏楽連盟常任理事会（以下、理事会）で決める。

第２章　　実施区分および参加資格

（実施区分）

第４条　実施区分は「中学校の部」「高等学校以上の部」「ビギナーの部」とする。「ビギナーの部」は「中学校の部」「高等学校以上の部」への導入段階として東北吹奏楽連盟が独自に設定する部門である。

（参加資格）

第５条　参加資格は、福島県吹奏楽連盟（以下、福島県吹連）に登録された団体で次の通りとする。

（１）中学校

団体構成メンバーは、同一中学校に在籍している生徒とする。

（同一経営の学園内小学校児童の参加は認める。）

（２）高等学校

団体構成メンバーは、同一高等学校に在籍している生徒とする。

（同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める。）

（３）大　学

団体構成メンバーは、同一大学に在籍している学生とする。

（４）職場・一般

　　　　団体構成メンバーは、当該団体の団員とする。だたし第２項に該当するメンバーおよび職業演奏家の参加は認めない。

２　出演者が２つ以上の団体に重複して出場することは、認めない。

第３章　　演奏・演技

（参加人員）

第６条　参加人員は、８０名以内とする。ただし、ドラムメイジャーはこの人数に含まない。

　　２　指揮者は置いてもよい。

（演奏方法）

第７条　参加団体は別に定めた規定課題を行わなければならない。規定課題はその年度の全日本吹奏楽連盟が決定したものとする。ただし、ビギナーの部は任意の２つの規定課題を行うものとする。

（編　成）

第８条　編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器(擬音楽器を含む)とする。電子楽器（エレキベースを含む）、ピアノ、チェレスタ、ハープの使用は認めない。また、メジャーバトンやフラッグ等を放り投げることはできない。

（演奏時間）

第９条　演奏時間は６分以内とする。演奏時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。演奏時間を超過した場合は、審査の対象としない。ただしビギナーの部の演奏時間は５分以内とする。

（演奏曲目）

第10条　演奏曲は、自由とする。ただし、著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。許諾を受けないで大会に出場することは認めない。

（参加費用）

第11条　参加する費用は、参加団体の負担とする。

（演奏順序）

第12条　演奏順序は、大会事務局で抽選して決める。

第４章　　審査・表彰

（審査員）

第13条　審査員は、理事会で選出し、会長が委嘱する。

２　審査員は、３名とする。

３　審査方法は、別に定める審査内規による。

（規定審判員）

第14条　規定課題を判定する規定審判員を２名おく。

２　規定審判員は、福島県吹連役員が行う。

３　減点の基準については、「マーチングコンテスト福島県大会審査内規」による。

（表　彰）

第15条　出場団体に賞状を贈る。また、表彰は、金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

第５章　　県　代　表

（県代表）

第16条　東北大会開催日の３週間以前に、福島県大会を開催して、県代表団体を決定して東北吹奏楽連盟に推薦・報告する。

（推薦団体数）

第17条　学校バンドフェスティバルとマーチングコンテストを通して７団体推薦できる。ただし、小学校バンドフェスティバルの代表数は最大４団体までとする。

２　県代表７団体の他に、ビギナーの部に参加した団体は、県大会で演奏した後に東北大会に参加できる。

３　２年連続してビギナーの部で東北大会に出場した団体は、次年度ビギナーの部に出場できない。

第６章　　そ　の　他

（共催・後援・協賛）

第18条　福島県大会実施にあたって理事会が必要と認めた場合は、共催および後援・協賛団体を持つことができる。

２　共催および後援、協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。

（実行委員）

第19条　福島県大会実行委員には、福島県吹連事務局と開催支部の役員があたる。

（実施要項）

第20条　その他の開催上の細目については、福島県吹連事務局が定める。

（改　定）

第21条　この規定は、理事会の議決により改定することができる。

附　則

この規定は、平成１９年　６月　４日より実施する。

この規定は、平成２１年　４月　１日より改正実施する。

この規定は、平成２５年　４月　１日より改正実施する。

この規定は、平成２６年　６月　７日より改正実施する。

この規定は、平成２９年　６月　３日より改正実施する。

この規定は、平成３０年　６月　２日より改正実施する。

この規定は、令和　３年　６月　５日より改正実施する。

マーチングコンテスト福島県大会　審査内規

第１条　この内規は、マーチングコンテスト福島県大会実施規定第13条・第14条に基づき審査および判定について定めるものである。

第２条　審査員は、「演奏（技術）」「演奏（表現）」「行進の美しさ」「音と動きの調和」４項目について、１０段階で評価する。

第３条　規定課題の不合格による減点については、以下のように扱うものとする。１課題について、総合得点から１０点を減点する。

第４条　審査結果の処理は、会長から委嘱された３名によって構成する判定委員会が行う。

第５条　判定委員会は、審査員の評価に基づき、部門ごとに金・銀・銅の三段階にグループ分けする。ただし、グループ分けが困難な場合、金・銀・銅の比率は３：４：３を目安とする。また、県代表選出方法は、次の通りとする。

（１）評価を点数に換算し、総合得点の高い団体を代表とする。

（２）（１）で決着がつかない場合は、審査員の投票を行う。

第６条　第５条による結果は、審査員の了承を得て、会長が賞を決める。

第７条　審査一覧表は、各団体に送る。

第８条　この内規は、理事会の議決により改定することができる。

附　則

この内規は、平成１９年　６月　４日より実施する。